

徳島県郷土文化会館ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集要項

1 募集の目的

県有施設において、長期的に安定した経営基盤の確立と、より良い文化振興の場の提供による県民サービスの向上を図るため、ネーミング・ライツ制度（施設命名権の売却）のパートナーとなる企業を募集します。

2 募集の対象となる施設

徳島県郷土文化会館（徳島市藍場町2丁目14番地）

3 希望する期間及び金額

- (1) 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間
- (2) 金 額 5年間で5,000万円以上（消費税・地方消費税は別途負担）

4 ネーミング・ライツの内容

- (1) 施設に、企業名又は商品名（ブランド名）の愛称を付けることができます。
（施設の正式名称の変更ではありません。）
- (2) 愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査をした上で提案してください。

5 名称変更に伴う費用等

既存サインの変更、新設サインの設置及び期間終了後の原状回復等に要する費用については、別途パートナー企業の負担とします。また、工事については、パートナー企業が発注し、施工するものとします。

6 募集期間

令和6年12月26日（木）から令和7年1月28日（火）午後5時まで（必着）
（期間内に応募がない場合、募集期間を延長することもあります。）

7 募集対象企業

- (1) 徳島県広告事業実施要領に基づく、次に掲げる業種等に該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの
 - イ 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るもの
 - ウ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - エ その他、県有資産を活用した広告を表示する業種又は業者として、適当でないと認められるもの
- (2) 県内に活動拠点を有し、事業を行っている企業であること。
- (3) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、県の指名停止措置等を受けている企業又は団体でないこと。なお、契約期間内においてこれらに該当するに至った場合も同様とします。
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由のある企業又は団体でないこと。

8 申込方法

別紙申込書に必要事項を記入して、添付書類を添えて提出してください。

○添付書類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 会社の概要及び過去3ヵ年の決算報告書
- (3) 文化振興に対する支援の実績及び今後の計画（任意様式）

9 選定方法

県が設置する選定委員会において、名称、応募金額等について、総合的に審査した上で、決定します。

10 選定結果の通知

選定後、全ての応募者に、文書により通知します。

11 お問い合わせ及び申込書提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県観光スポーツ文化部
文化振興課 文化創造担当 八木
電話 088-621-2097 ファクシミリ 088-621-2934